

第35回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第35回定例会

令和5年2月28日

開会 14時00分 閉会 16時00分

出席委員 (21名)	会長 依田繁二	13 大塚賢	
	2 深井佳人	14 齊藤敏彦	
	3 武井誠	15 関敏夫	
	5 関 一夫	16 小宮山信幸	
	6 小林澄男	17 小野澤文利	
	7 小山孝幸	18 笹平民男	
	8 青木茂良	推進 射手誠司	
	10 成山喜枝	推進 佐藤邦利	
	11 柳澤峰晴	推進 関泰秀	
	12 宮下通	推進 杉田修司	
		推進 荻原清一	
	欠席者	1 荻原勝夫	

出席職員 (5名)	農業委員会事務局	
	事務局長	小林 幸司
	事務局次長	小宮山 真二
	事務局	佐藤 一弥
	事務局	小野澤 正輝
	事務局	黒澤 しほ
	事務局	伊藤 世志子

議事録署名委員 6 小林澄男委員 8 青木茂良委員

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第3条の規定による適格証明について
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第5号	農用地利用集積計画について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について
	報告第2号	東御市農業委員会の所管に係る東御市個人情報保護条例施行規定の廃止について

第8回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 全員協議会室

事務局 みなさんこんにちは。第35回定例総会を開催します。会長挨拶をお願いします。

会長 みなさんこんにちは。明日から3月ということで、春の陽ざしを感じられるようになってきました。新型コロナウイルス感染症は落ち着いてきているように思われます。今回も先月に続いて全員の出席による会議となり、通常に戻ってきたことをありがたく思います。16日に行われました東御市青年等就農計画認定委員会で、5人の審査会がありました。私としては、市が掲げる、ほどよく、田舎。とうみに農業を営む青年が定住されることを願っています。20日には市長公室で農業施策等に関する意見書を提出してきました。佐藤農政部会長が伝達し無事終了しました。報告させていただきます。

議長（会長） 本日の議事録署名委員は、6番小林澄男委員と8番青木茂良委員をお願いします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、番号2については関連するため併せて説明します。〇〇、〇〇、
図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。それぞれ所有している隣接農地を交換し経営の効率化を図るため申請がありました。譲受人の自宅からも近く、これまでも適切に管理されていることから問題ないと判断しました。

番号3、番号4についても関連するため併せて説明します。〇〇、〇〇、
図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。〇〇と〇〇の方です。それぞれ所有している農地を交換し経営の効率化を図るため申請がありました。これまでも適切に管理されていることから問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。

譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は農地の管理が難しく、譲受人に譲渡するものです。取得後は馬鈴薯を栽培予定です。譲受人の現在の経営面積は2,185平方メートルとなっておりますが、今月の利用権設定と併せて3,000平方メートルを超えます。譲受人の自宅と農地に隣接しており問題ないと判断しました。

番号6、〇〇、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。取得後はブロッコリーを栽培する予定です。譲受人の農地に隣接しており、問題ないと判断しました。

番号7、〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地は遊休荒廃地になっていましたので取得後は農地への復旧を行い、ワイン用ブドウを栽培予定です。規模拡大に向けて人員を増やす予定もあり、問題ないと判断しました。

番号8、〇〇、図面は6ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。譲受人はこれまでも申請地で耕作しており、今回正式に所有権移転するものです。これまでも適切に管理されていますので問題ないと判断しました。

番号9、〇〇、図面は7ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は農地を相続しましたが県外在住のため管理が難しく、譲受人に譲渡するものです。取得後は大豆を栽培予定です。〇〇の方ですが車で5分程度と自宅からも近く問題ないと判断しました。

番号10、〇〇、図面は8ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は農地を相続しましたが市外在住のため管理が難しく、譲受人に譲渡するものです。取得後は野菜を栽培予定です。譲受人の農地に隣接しており問題ないと判断しました。

議長(会長)

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1、番号2の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員

それではよろしく申し上げます。番号1、番号2、一緒に説明します。場所は〇〇の農地になります。資料は1ページです。〇〇と〇〇さんで、親戚同士で農地の交換です。〇〇さんの方から〇〇は〇〇さんが耕作していましたが、返してほしいとお願いしたそうです。〇〇の隣に〇〇さんの

自宅があり、もみすり施設のすぐそばになっていて機械等も置いてあるということで安易には返せないということでした。〇〇さんに〇〇さんが話をして、〇〇さんの農地が〇〇を分筆した農地なので、面積がほぼ同じになるということで今回の申請になりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1、番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3、番号4の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 続きまして、番号3、番号4、資料は2ページになります。〇〇に位置する農地になります。〇〇の近くに〇〇さんの自宅があり、〇〇の近くに〇〇さんの自宅があります。以前から話があり、今回お互いの要望がまとまったそうです。利便性がよいということで交換になりました。農地の面積に関しては若干違いますが、金銭の授受はなく交換ということになったそうです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3、番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 続きまして、番号5、場所は〇〇の農地になります。譲渡人は〇〇、譲

受人は〇〇さんです。以前から〇〇さんから、〇〇さんに農地を買って欲しいと要望があったそうです。〇〇さんの自宅のすぐそばということで、現在も借りて作っています。〇〇さんは農業ができなく後継者もないということです。ジャガイモ等の野菜を作る予定だそうです。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 それでは、番号6です。資料の4ページを見ていただくとわかりますが、わずかな面積2筆になります。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地のそばに〇〇さんの農地がありまして、南側に農業用ハウス、農業用倉庫が今回の申請地に隣接しています。〇〇は竹藪です。〇〇は現在も耕作をしています。問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号7の案件につきまして、小山委員より説明をお願いします。

小山委員 よろしく願います。場所につきましては、資料5ページをご覧ください。〇〇の農地になります。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。譲渡人は相続で土地を譲り受けたのですが、耕作をすることができませんでした。現在荒廃農地になっていて、困っていました。譲受人は〇〇でワインブドウの栽培を行っており、規模拡大を考えていました。両方の意見が一致しまして、今回の申請になりました。荒廃地の解消という面からも、問題はないと思いますが、ご審議願います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号8の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 それではお願いします。資料は6ページを見てください。場所は〇〇から〇〇に300メートルのところ。譲受人の自宅前の畑ということです。昭和39年頃から和地区で巨峰の栽培が始まり、譲渡人も短期間ですがブドウを作っていましたが、出来なくなり現在譲受人に作ってもらっているということです。今回所有権移転をして耕作をすることになったそうです。通学路や騒音もない場所ですので、問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号9の案件につきまして、深井委員より説明をお願いします。

深井委員 説明します。資料は7ページをご覧くださいまして、場所は〇〇です。そこからさらに北側の土地になります。面積は759平方メートルということで所有者は、〇〇さんで、〇〇さんは〇〇ですが、財産分与で譲り受けました。耕作ができなくて困っていたところ、〇〇さんが耕作希望があり、両方の意見が一致したということです。〇〇さんは約10ヘクタールの大農家で、8割が水田ということです。問題はないと思いますが、ご審議よろしく願います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にな

いようですので採決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号10の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 よろしく申し上げます。図面は8ページをご覧ください。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。場所につきましては、〇〇にある農地です。譲渡人の〇〇さんは、もともと〇〇に住んでいまして平成4年に相続で取得しました。農地については、〇〇さんのお父さんが、〇〇さんという方に口約束で貸していたそうです。〇〇さんは当該農地のすぐ南側に自宅がありました。現地を確認に行った時は草がいっぱい生い茂っていましたが、大きな木はなかったのが数年前までは耕作されていたように思われます。譲受人の〇〇さんは、北側に接するところに自宅があり、耕作したいと申し出て今回の申請となりました。〇〇さんは〇〇に住んでいるので、今後も耕作ができないということと、〇〇さんもできなくなったということで、荒廃地の解消という面から見てもよろしいのではないかと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案、農地法第3条の規定による適格者証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第3条の規定による適格者証明について説明します。農地法第3条の規定による適格者証明ですが、競売農地の入札参加にあたり、参加者が農地を所有する適格者かを証明するものとなります。そのため、申請者は適格者の証明を受けた後に競売の入札に参加し、落札できた際には改めて農地法第3条の規定による許可申請を経て所有権移転をするものです。番号1、〇〇と〇〇、図面は9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。競売の案件です。譲受人は〇〇の方です。申請地ではそばを栽培する予定です。申請地の現状についてですが、道の東側にある〇〇は健全農地判定

の農地になりますが、〇〇については松等が生える遊休荒廃農地となっている状態です。そのため、〇〇の農地については自身で伐採、伐根を行い農地へ復旧後耕作を行う予定です。譲受人は〇〇の方で、車で80分の距離にあります。これまでも〇〇で耕作しており、農地復旧を行う人員も確保できていることから問題ないと判断しました。この案件について、入札は3月にあります。冒頭申し上げましたとおり、本案件の申請者が落札者となり、所有権移転に伴う農地法第3条申請が提出された際に、本申請と同一内容の場合は、専決処理できることについても合わせてご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 それでは説明させていただきますが、図面は9ページを参照してください。場所につきましては〇〇になります。競売案件ということです。譲受人につきましては、〇〇さんです。耕作地につきましては、〇〇に約1反歩、〇〇に田、畑を4反歩栽培しているということです。経営規模を拡大したいそうです。申請地ではソバを栽培する計画となっております。〇〇で耕作していますので、トラクター、パワーショベル等の大型機械等も保持しています。適格者ではないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。ご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員 〇〇で4反歩農地があるということですが、どんなものを栽培していますか。年齢もお聞きしたいと思います。

事務局 申請者の方は、現在〇〇歳です。〇〇では果樹や野菜を作られていると聞いております。場所は、〇〇の近くにある農地だそうです。

齊藤委員 はい、ありがとうございました。

議長（会長） 他にございますか。

杉田委員 当該農地が10,000平方メートルと広い農地で、既存は5,000平方メートルほどの耕作をされているということですが、3倍ぐらいの面積に

なると思います。これだけの面積を耕作できるのか、ソバの畑にするという
ことで、収穫の機械とか持っているのか、耕作できずに放棄地にしないよう
にできるのか、お聞きしたいと思います。

事務局 草刈り機とトラクターを持っています。今回土地を取得するにあたって、
中古カリースかは、今検討中ですがトラクター1台所有予定です。ソバとい
うことですので、野菜ほどは手がかからないと思います。荒れている農地を
一緒に開墾する方もいらっしゃると思いますので心配はないと考えます。

議長（会長） 小野澤委員補足ありませんか。

小野澤委員 ○○さんが中心に行いますが○○に仲間がいますし、臨時的に2名増やす
と話していました。

議長（会長） この内容について事務局から話をしてもらいます。

事務局 小野澤委員からもご説明をいただきましたが、事務局としてもうひとつ適
格者証明の関係が妥当なのか判断したのは、この周辺がかなり荒廃化が進ん
できていて耕作がされていない状況です。○○については、立木が生えてい
るような状態ではないですが、耕作はされないで数年は、経過してきている
土地ということになります。このまま競売等が行われずどなたも耕作をしな
いと、ゆくゆくは山林化していこうという中で、競売に参加して落札し
た上で手を入れてくれる方が、いらっしゃるのであれば、荒廃化の防止にも
なるかなと思います。人員等の環境確認をさせていただいた上で、一応耕作
が可能と判断をさせていただきました。今回適格者証明の申請を受付けさせ
ていただいたということもございますので、よろしく願います。

議長（会長） ありがとうございます。他にございますか、ないようですので採決に入
ります。適格者証明番号1について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。

議長（会長） 先ほど事務局から説明がありましたとおり、本適格者証明申請の申請者が
落札者となり、所有権移転に伴う農地法第3条申請が提出された際に本申請
と同一内容の場合、専決処理ができることについて採決に入ります。専決処

理について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇、資料は10ページ、11ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請地の隣接地住宅の駐車場敷地が狭い事から駐車場を増設したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長(会長) ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして関泰秀委員より説明をお願いします。

関泰秀委員 よろしく申し上げます。場所は先ほどご説明の通りですが、〇〇があって、そこを通り過ぎて南側集落の土地になります。東側に畑がありますが、体調不良で耕作ができていない状況で、周りの農地についても影響はないということで、今回農地を駐車場に活用したいそうです。北側の建物は空き家バンクに登録しており、〇〇から来てこの建物を活用したいという方もいまして、駐車場を利用していきたいと伺っております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 事務局にお聞きします。11ページの図面を見ますと、任意分割線で二つに分かれています。353平方メートルのうち107平方メートルを駐車場として使うということですが、分筆せずに活用できるのか詳しく教えてください。

事務局 杉田委員のご質問にお答えします。任意分割線という記載が資料11ページにあります。実際に測量をして分筆をした線ではなくて、〇〇を図面上だけで線を引いて、面積を割り出したという線になります。〇〇の全部で、353平方メートルの内107平方メートルだけ転用を許可するというよ

うな内容になると思います。実際に107平方メートルを駐車場として使いたいという申請が出てきたので、許可証の記載は353平方メートルの内107平方メートルについて許可というような内容になります。このような申請でも可能となります。今まで取り扱ってきた中では、測量をして分筆をして筆を分けて転用することが多いですが、こういった形で筆を分けなくても、許可はできるということで、今回申請が出てきたということになります。

議長（会長） ありがとうございました。他にございますか。ないようですので採決に入ります。番号1の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明をします。番号1、〇〇、所有権移転、資料は12ページ、13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。洋菓子製造所・休憩所・駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇にある製造所から販売先の〇〇に近い申請地を譲り受け、洋菓子製造所・休憩所・駐車場とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇、他1筆、所有権移転、資料は14ページ、15ページ、16ページをご覧ください。〇〇にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇の不動産取引業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は東御市で建売住宅販売の実績があります。申請地にて231.4平方メートルから294.43平方メートルの8区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第一種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、使用貸借権設定、資料は17ページ、18ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人・譲渡人共に〇〇の方です。隣接地の住宅に子ども家族が住む事になったことから手狭となり、譲受人が申請地を譲り受け、住宅とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第一種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、資料は19ページ、20ページ、21ページをご覧ください。〇〇にある農地です。特定建築条件付き土地敷地の申請で

す。譲受人は〇〇の建設業者、譲渡人は〇〇の財産管理人です。譲受人は、東御市で建売住宅販売の実績があります。申請地にて475.33平方メートルと415.88平方メートルの2区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、資料は22ページ、23ページ、24ページをご覧ください。〇〇にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は不動産業を行っている〇〇の業者で、譲渡人は2名おり、共に〇〇の方です。申請地にて186.88平方メートルから221.92平方メートルの11区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第一種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号6、〇〇、所有権移転、資料は25ページ、26ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、借家に住んでおり手狭なため、今回新たに申請地を譲り受け、住宅を計画するものです。第一種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小林委員より説明をお願いします。

小林委員 よろしく申し上げます。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは〇〇で、洋菓子製造販売業を行っていて、近くで土地を探しましたが見つからなかったということで、〇〇の販売所に近い場所で、洋菓子製造所・休憩所・駐車場とした申請です。委託販売ということですが、申請地は、もみの木がたくさん植えてあり、雪が降ると県道まで垂れ下がっていたので、伐採できればいいなと思っていた場所です。ご審議よろしく申し上げます。

小野澤委員 お菓子の製造所ということで、水を使用するので排水がかなり出ると思いますが、わかる範囲で計画はどうなっているのか、説明いただければと思います。

事務局 小野澤委員の質問にお答えします。洋菓子製造所ということで先ほど小林委員から説明がありましたけれども、あくまで製造だけで、ここで販売はし

ません。製造したものを〇〇で販売し、品物を申請地で製造すると伺っております。建築面積を見ていただければわかると思いますが、休憩所と製造所合わせて19.16平方メートルで、かなり小規模な製造所となっています。作っている洋菓子も大量生産というよりは、地元のものを使ったプロテインバーやプロテインクッキーなどで〇〇に来たアスリートや、運動される皆さん向けに販売するという事で聞いております。排水に関してもそれほど大規模に出るということではなく、普通の浄化槽設置で問題ないということでご伺っております。

議長（会長） ありがとうございます。他にございますか。ないようですので採決に入ります。番号1の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして関一夫委員より説明をお願いします。

関一夫委員 場所は地図の14ページから16ページを参照願います。〇〇の〇〇、〇〇の畑です。〇〇から、北側約300メートル〇〇へ、上がった道路沿いの畑です。譲受人は土地建物売買、宅地造成、分譲を主体とした〇〇の業者で、市内でも宅地分譲実績を有し、業績向上を図るべく、宅地分譲8区画を造成、販売計画に伴い譲渡人は求めに応じ、今回5条申請となりました。造成配置図は16ページを参照願います。雑排水は公共下水道へ接続雨水は宅地内地下浸透柵により対応します。農地隣接者〇〇、〇〇、〇〇の所有者3名から同意を得ていて、周辺の農地への影響も軽微であり、第3種農地で集落にも接続しており特段問題ないと考えますが、ご審議のほどよろしく願います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 15ページの図面で、隣接農地の〇〇がブドウ畑かと思えます。農薬の飛散等で住宅とトラブルにならないようにしていかなければと思えますが、確認をさせてください。

関一夫委員 確認に行きましたらブドウ畑でした。〇〇さんはブドウ栽培をしていますが貸しています。消毒等の関係が心配されますが、注意をしていただ

くようなお願いができればと思います。

事務局

関委員から説明がありましたが、ブドウの栽培地が隣接地にあるという同意はいただいているということで、こちらとすれば問題ないと判断していきたいと思っています。ブドウ畑の隣接地の分譲地に関しては、消毒関係の問題を、いろんな委員さんからいただいていますので、意見が出ているということは、事業者には伝えたいと思います。

杉田委員

借りて作っている人にも周知していただきたいと思います。何も知らされてない状況だと後々トラブルが大きくなると思いますので、配慮をお願いしたいと思います。

事務局

いずれにしても事業者の方からになるのか、事務局からになるのか、後々の対応になりますけれども、防除の関係で意見が出ているということに関しては、耕作者の方に伝わるような形で、検討したいと思います。よろしくをお願いします。

齊藤委員

アパートを建てて、周知徹底をされなくて、隣のブドウ園やりんご園が、廃園になったという例があります。建てる人が防風ネットとかで最善の努力をしてもらうことが大事になると思います。このような実例が多くなると、農業を守るのか、アパートを建てる人を守るのか、何のための議論だかわからなくなります。やはり農業を守るという部分は決して忘れてはならないと思います。

事務局

許可証交付の際に、ご注意いただきたい点ということで、お話をさせていただきます。また地域の方とか耕作者の方とか何かありましたら、農業委員会の事務局で対応させていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（会長）

他にございますか

小野澤委員

15ページ、16ページを見ますと、配置図で4メートルの進入路が真中に入っていて地籍図を確認しますと、入口が〇〇これは宅地で農転の必要はないかと思いますが。所有者〇〇さんは、約20平方メートル道路になるということを承知されているか、わかったら教えてもらいたと思います。

- 事務局 小野澤委員の質問にお答えします。〇〇の宅地部分が、進入路の一部がかかるような形になってはいますが、こちらは宅地で今回の転用の協議ではないですが、計画としてこちらを分筆して道路にするということで伺っております。
- 議長（会長） ありがとうございます。他にございますか。ないようですので採決に入ります。番号2の案件について賛成の方は挙手をお願いします。
- （全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして関敏夫委員より説明をお願いします。
- 関敏夫委員 説明します。図面は17ページ、18ページを参照願います。〇〇のところは、使用貸借権の設定ということです。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんでご夫婦です。図面を見てもらうと現在自分たちの住んでいるところは、子供さんに譲りその隣へ自分たちの家を建てたいということです。18ページの図面を見てもらいますと、〇〇は〇〇さんの畑です。周りには特に迷惑をかけないということです。ご審議よろしく願います。
- 議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
- 杉田委員 18ページの図面を見ていただきまして、今回の申請地が〇〇で、隣の〇〇が既存の住宅ということですが、衛星写真で見たら〇〇の南側と、〇〇の西側の部分が、駐車場で使われているように見えました。確認をさせていただきたいと思います。
- 関敏夫委員 確かに〇〇の道路側は駐車場として使っている部分もあります。どこまで規制できるのかとは思いますが。
- 事務局 現地を確認していませんが、関委員のお話ですと、〇〇の西側が駐車場に使われているということ、杉田委員は申請地の辺りも多少宅地扱いがあるというお話ですが、宅地になってしまっている部分については、転用が出てきていますので、そのままかなと思います。西側の駐車場等として使われている部分は〇〇さんの畑ということもありますので、農作業用の駐車場に使わ

れているのではないかと思います。完全に宅地として使用されているのであれば、現地確認をしてから、転用が必要であれば〇〇さんに相談をさせていただくことになると思います。

議長（会長） 現地確認をしていただき対応をお願いしたいと思います。他にご質問ありませんか、ないようですので採決に入ります。番号3の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 お願いします。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは相続する人が知的障害者ということで、破産したということです。特定建築条件付き土地敷地ということで、区画は2区画だそうです。申請地の裏側にりんご畑がありますので、消毒等の対策をしていただければと思いました。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 よろしく申し上げます。資料ですが22ページ、23ページ、24ページを参照してください。場所は〇〇にある農地になります。譲受人は〇〇さんです。譲渡人は〇〇さんと〇〇さん2名です。譲受人にお聞きしましたところこの場所は、住環境が良好で、利便性が良い場所であり、売却率が高い可能性がある場所ということです。譲渡人は農地としての維持管理ができず、ごみが捨てられて困っていたとのことで、譲受人の申し出により宅地分譲地として譲り渡すということにしたそうです。隣接農地への事業説明も済まされていて、一般住宅ということで、周辺農地への影響も少ないと考えられます。第3種農地ということであり、特段問題はないと考えられますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。私としては、ごみを捨てられて困っていたという話で、宅地として生かされることもありかなと思いました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようです。採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 よろしく申し上げます。資料は25ページ、26ページをご覧ください。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さんで〇〇歳ぐらいになられる高齢の方です。令和2年に旦那さんから相続でこの土地を譲り受けましたが、現在は〇〇に住んでいて、農地利用手段がないということです。譲受人の〇〇さん、〇〇さんはご夫婦で、現在〇〇のアパートで暮らしています。〇〇さんは〇〇にお勤めで、〇〇さんは自宅で仕事をしています。以前から東御市がいいと思っていたそうです。周りはすべて住宅地及び道路に囲まれていて、近隣に対する問題等もないかと思われまますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようです。採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第5号議案、農地利用集積計画につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 第5号議案、農地利用集積計画2月分について説明いたします。資料の7ページから8ページが、通常の利用権設定です。17件、28筆、合計33,376平方メートルです。資料の9ページが所有権移転です。3件、5筆、合計7、194平方メートルです。資料の10ページから11ページが、中間管理機構を使った利用権設定です。14件、28筆、合計46,843平方メートルです。全体の合計は34件、61筆、合計87,413平方メートルです。以上です。

議長（会長） ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

関敏夫委員 7ページの14番ですが10アール当たりの賃借が〇〇となっておりますが、これは間違いじゃないですよ。

事務局 作物の内容が花卉となっていて、ハウスを使った加温栽培をしているので、10アール当たりの賃借が、〇〇円ということで、利用権設定ができています。

関敏夫委員 ハウスも含めてということですね。わかりました。ありがとうございました。

議長（会長） ありがとうございました。他にございますか。

小宮山委員 花卉ということですが、どんな花を栽培していますか。

議長（会長） 小山委員お願いできますか。

小山委員 花は鉢ものでポインセチア、シクラメンが多いと思います。ブロッコリーの苗も栽培しています。

議長（会長） ありがとうございました。他にございますか。ないようですので、採決に入ります。農地利用集積計画の2月分の内容につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号、農地法第4条の規定による届出について説明します。
番号1、〇〇、資料は27ページをご覧ください。〇〇にある農地です。ワイナリー用通路敷地の届出です。対象地51平方メートルの届出になります。以上1件の届出について、報告させていただきます。

議長（会長） ありがとうございました。続きまして報告第2号をお願いします。

事務局 報告第2号、東御市農業委員会の所管に係る東御市個人情報保護条例施行規則の廃止についてです。個人情報の保護に関する法律平成15年法律第57号の改正に伴い、個人情報保護施策が法律に一本化されることとなりました。別紙、個人情報保護制度見直しの全体像、資料の28ページをご覧ください。改正法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、東御市農業委員会の所管に係る東御市個人情報保護条例施行規程については、令和5年3月31日限り廃止しますということです。東御市農業委員会の告示の案をお示ししてございます。3月1日付でこの廃止告示を提出する予定となっております。また、資料28ページの説明を若干させていただきます。今まで、左下の現行というように、個人情報保護制度につきましては、所管ごとに管理をされていた法体系になっておりました。総務省であったり、個人情報保護委員会であったり、各地方公共団体が所管をしていました。この度、一元化することになりまして、その右側の見直し後というところをご覧くださいと思います。この三本の法律を一本の法律に統合して、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定して、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するものになっております。農業委員会の個人情報保護施策については、東御市の個人情報保護条例というものを引用した形で規定しておりましたけれども見直し後につきましては、東御市の個人情報保護条例自体が廃止となります。見直し後に記載されていますが、個人情報保護委員会の所管になるということです。全国的に統一ルールのもとで取り扱いするような形になりますので、今回東御市農業委員会の規定について廃止するという内容になっています。東御市農業委員会の個人情報保護条例施行規程については、廃止となりますので、報告させていただきます。以上です。

議長（会長） ありがとうございました。第8回農業経営改善計画認定審査会に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 第8回農業経営改善計画認定審査会について説明します。今回1件となります。〇〇さん〇〇さんの共同申請ということです。2年前まで認定農業者として更新をしていましたが、しばらく更新していないため、今回新規の扱いとなりました。農業経営体の営農活動の現状及び目標ということで、現状、目標共に、稲作、露地野菜、で複合経営ということです。年間所得、年間労

働時間については、現状〇〇円、目標〇〇円です。年間労働時間6,600時間から5,280時間ということで主たる従事者の人数は3人ということです。主な作目は、水稻、スイートコーン、ブロッコリーということです。現状の作付生産量については以下の通りです。目標につきましては、水稻からブロッコリーまで、少しずつ作付を増やしていくそうです。農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業ですが、餅加工受託作業、それから宅配ということです。宅配につきましては、ネット販売です。農用地につきましては、現状として経営面積〇〇アールで、目標は借入地を増やして、〇〇アールということです。農業生産施設は、現状はパイプハウス、米の乾燥所、餅の加工所を所有していて、目標はパイプハウスを2棟ほど増やしていきたいそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標措置ですが、農地の集積・集約を図りながら、少しでも効率的に作業を実施していきたいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は現状の経営管理は、主に1人で管理しているので、出納管理にとどまっている状況です。今後は、各部門別に役割分担を進めて出納管理以外の部分も実施し、経営管理の分散化を図りたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置ですが、就業規則があまり整備されていないので、完全休日ができるようにしていきたいそうです。特に電話受注の関係で、電話対応が多いので年中休める暇がない状況ということです。電話対応の関係で雇用できる人材を確保したいということです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は経営の法人化を進めていきたいそうです。経営の構成は事業者3名考えておりまして雇用者は常時雇用を1名増やしていきたいということです。農業用機械等の取得計画ですが、パイプハウス2棟増やしていきたいそうです。収支計画になりますが、現状令和3年度の決算から、導き出されるもので現状は収入が、〇〇円になります。目標は〇〇円を掲げています。詳細はご覧いただければと思います。以上です。

議長（会長） ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。小宮山委員をお願いします。

小宮山委員 清水さんは〇〇では、作付面積が一番多い方かなと思います。後継者としては息子さんも頑張っていますし、しばらくは安泰ではないかなと思います。水稻に関しては委託も含めてかなり栽培をしています。野菜は、スイートコーン、ブロッコリーです。かなり前から業務用の餅つき機を導入して、餅を道の駅等の直売所で販売しております。野菜も直売所もしくは宅配で販売し

ています。主力はスイートコーンですが、野菜のセットとして、ミニトマト、キュウリ等含めまして、宅配で消費者に届けることも行っています。設備投資ですが、パイプハウスで野菜の栽培としてトマトやキュウリを直販用で生産したいということです。法人化に移行できたら、進めていきたいという話もされていました。以上です

議長（会長） ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。第8回農業経営改善計画認定審査会について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。

議長（会長） ありがとうございます。以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人 _____

（※直筆でお願いします）